

令和5年第2回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和5年2月28日(火) 13時35分
出席委員 (18名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 3番 相 良 悟 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 8番 有 村 啓 太 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 13番 山之内 悟 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 惠里子 17番 今 村 浩 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 (1名)	18番 常 盤 信 一
事務局 振興農地グループ	事務局長 堀ノ内 敬久 主幹兼グループ長 下久保 弘 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 藤原 卓也 主 査 徳永 香理 主 事 鶴瀬 祐樹
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について 2「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について 4「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 6「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

開 会 13時35分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和5年第2回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 本日の総会につきましても、マスクの着用や換気など、感染防止対策を講じて進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。 まず、本日の出席農業委員ですが、18番委員より欠席届が提出されておりますので18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いし

	ます。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は9番委員と10番委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長等が出席した会議等について報告]
議長（会長）	それでは、事務局報告が終わりましたのでさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	まず、議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転8件、利用権設定65件、中間管理権の設定15件、合計88件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条第6項の解約通知が19件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会議において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転8件、筆数12筆、面積17,733㎡。利用権設定65件、筆数103筆、面積174,082㎡。中間管理権設定15件、筆数24筆、面積32,748㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見ご質疑等はございませんか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、ご意見ご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので、お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が18件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分1、2を4番委員。
4番委員	2号1番から2番まで続けて報告いたします。 まず初めに2号1番。申請地は国分中央高校小畑実習農場の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは、2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的

	<p>に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 4,539 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして 2 号 2 番を報告いたします。申請地は国分南中学校の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは、1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,428 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分 3 を 13 番委員。
13 番委員	<p>2 号 3 番について報告をいたします。申請地は丸尾公民館の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 8,699 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分 4 から 7 まで 17 番委員。
17 番委員	<p>4 番から続けて報告をいたします。</p> <p>2 号 4 番。申請地は春山緑地公園の南西に位置しており、現況は畑でございます。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 7,639.86 m²で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして 2 号 5 番。申請地は青葉小学校の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 12,094.49 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして 2 号 6 番。申請地は青葉小学校の東に位置しており、現況は田である。申請地には※※さんが 3 条の使用収益権を設定しておりましたが、今回の申請に当たって解約通知が送られております。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 7,639.86 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして 2 号 7 番。申請地は上小川小学校の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 28,633 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺 8 を 1 番委員。

1 番委員	<p>2号8番を報告いたします。申請地は石井口公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は17,779㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく溝辺9から11までを3番委員。</p>
3 番委員	<p>溝辺9から11までを報告いたします。</p> <p>まず、溝辺9。申請地は玉利地区自治公民館の南に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,979㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして10番11番は受人が同一人物で場所も同じ所ですので、まとめて報告させていただきます。申請地は麓原地区公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,686㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、牧園12を16番委員。</p>
16 番委員	<p>2号12番について報告いたします。申請地は持松1区公民館の南東に位置し、現況は田と不耕作である。申請地のうち※※は受人が使用収益権を設定しています。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は27,757㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、隼人13を5番委員。</p>
5 番委員	<p>2号13番を報告します。申請地は隼人東インターチェンジの東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,265㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>同じく隼人14、15を7番委員。</p>
7 番委員	<p>2号14番と15番は譲受人が一緒ですので、まとめて報告をいたします。2号14番の申請地は花山公民館の北東に位置し、2号15番の申請地は松永地区公民館の北に位置し、現況はいずれも田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,658㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>

議長（会長）	同じく隼人 16、17 を 10 番委員。
10 番委員	<p>2 号 16 番、17 番を続けて報告いたします。</p> <p>2 号 16 番。申請地は市営内山田団地の北と南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,561 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして 2 号 17 番。申請地は上野公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,854 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。この 17 番は 14 番委員に現地調査を行ってもらっております。以上です。</p>
議長（会長）	次に、福山 18 を 19 番に代わり 7 番委員。
7 番委員	<p>2 号 18 番について代理報告をいたします。申請人の居住地と申請地の担当委員が異なっておりまして、現地調査の方を 13 番委員に行ってもらいました。申請地は内野々公民館の北西と南東に位置し、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 10,933 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい。調査員からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
6 番委員	はい。
議長（会長）	はい。どうぞ。
6 番委員	17 番の建設会社が賃貸で借りるところですが、備考欄のところに契約解除条件付となっておりますけど、どんな条件なのか教えてください。
議長（会長）	はい。事務局お願いします。
事務局	はい。契約書の中に、農地を適正に利用していないと認められる場合には、賃貸借契約を解除するものとするという条件が付されています。
議長（会長）	よろしいでしょうか
6 番委員	はい。分かりました。
議長（会長）	他にございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。

議長（会長）	次に、議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についてを議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外 2 件と、農用地編入 1 件の計 3 件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 まず、国分 1 と隼人 2 を 3 番委員。
3 番委員	国分 1 と隼人 2 を続けて報告させていただきます。 まず、国分 1。申出地は上之段地区公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。除外目的は神社の駐車場にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。 続きまして隼人 2 番。申出地は県営小田団地の南に位置し、現況は不耕作である。除外目的は建売住宅 2 棟を建築するものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 2 種農地の市街地近接農地に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、国分 3 を 17 番委員。
17 番委員	3 号 3 番。申出地は中市公民館の南に位置しており、現況は現在施工中でございます。編入目的は農地として有効に利用したいため、農用地へ編入するものであります。申出地を農用地へ編入することは問題ないと思われまます。以上でございます。
議長（会長）	それでは調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了させていただきます。お諮りいたします。議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての農用地除外 2 件、農用地編入 1 件の計 3 件につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 4 条の規定による許可申請が 8 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、霧島 1 を 15 番委員。
15 番委員	4 号 1 番を報告します。申請地は霧島保健福祉センターの北に位置し、現況は造成済みである。なお、平成 15 年頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分 2 を 13 番委員。
13 番委員	4 号 2 番について報告をいたします。申請地は内野々公民館の南東に位置し、現況は田、竹林である。なお、平成 26 年頃一部原野化してしまったという経緯書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであ

	り、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、霧島 3 を 2 番委員。
2 番委員	議案第 4 号 3 番。申請地は祓谷自治公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は通路とロール置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告をいたします。
議長（会長）	同じく霧島 4 を 6 番委員。
6 番委員	4 号 4 番を報告いたします。申請地は市野々公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	次に、隼人 5、6 を 7 番委員。
7 番委員	4 号 5 番について報告をいたします。申請地は下小鹿野公民館の南に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 続きまして 4 号 6 番について報告をいたします。申請地は隼人姫城地区公民館の北東に位置し、現況は一般住宅と倉庫である。なお、年月日不詳、相続前に一般住宅と倉庫が建築されていたという経緯書が添付されています。また、面積超過理由も記載されています。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟と倉庫 1 棟を建設するものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、福山 7 を 15 番委員。
15 番委員	4 号 7 番を報告します。申請地は砂走公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく福山 8 を 19 番に代わり 7 番委員。
7 番委員	4 号 8 番について代理報告をいたします。申請地は福山町池田公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 1 種農地の隣接地一体事業に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地山林の 8,214.65 m ² を一体利用するもので、全体計画面積は 11,341.65 m ² である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい。調査員の報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、3 月 6 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 21 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 を 3 番委員。
3 番委員	国分 1 について報告いたします。申請地は青葉小学校の南に位置し、現況は田である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 3 棟と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 2 を 13 番委員
13 番委員	5 号 2 番について報告いたします。申請地は川内コミュニティセンターの南東に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は貸倉庫、貸事務所、貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分 3 から隼人 6 までを 15 番委員。
15 番委員	はい。3 番から 6 番まで続けて報告します。 まず、5 号 3 番。申請地は敷根東集会所の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は物置 1 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 5 号 4 番。申請地は渡瀬公民館の南に位置し、現況は造成済みである。なお、令和 4 年 4 月頃資材置場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は資材置場が建設済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和 5 年 3 月 6 日から令和 7 年 3 月 31 日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。 5 号 5 番。申請地は清水公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は貸駐車場、貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記

	<p>載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号6番。申請地は松永地区公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分7、8を4番委員。
4番委員	<p>7番から8番まで続けて報告いたします。</p> <p>まず、5号7番。申請地は市営第3重久団地の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲1区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして5号8番を報告いたします。申請地は天降川小学校の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲5区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分9から11までを13番委員。
13番委員	<p>5号9番から11番までを続けて報告させていただきます。</p> <p>まず、5号9番です。申請地は新町公民館の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>続きまして5号10番について報告をいたします。申請地は川内地区コミュニティセンターの南東に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>続きまして5号11番について報告をいたします。申請地は国分南小学校の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第2種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分12を17番委員。
17番委員	<p>はい。5号12番。申請地は国分中央高校の南東に位置し、現況は畑であります。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲6区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の915.48㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,002.48㎡である。隣接地については、被害</p>

	防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺 13 を 1 番委員。
1 番委員	5 号 13 番を報告します。申請地は竹子小学校の南東に位置し、現況は消防団詰所である。なお、昭和 49 年 1 月頃消防団詰所にしてしまったという経緯書が添付されている。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は消防団詰所にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺 14 を 3 番委員。
3 番委員	溝辺 14 番について報告をいたします。申請地は陵南小学校の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。なお、面積超過理由について、60 m ² 残しても畑として利用できないという理由が記載されています。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺 15、16 を 14 番委員。
14 番委員	5 号 15 番、16 番について続けて報告をいたします。 まず、5 号 15 番。申請地は崎森地区公民館の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は車置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 5 号 16 番について報告します。申請地は崎森地区公民館の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、隼人 17 を 5 番委員。
5 番委員	5 号 17 番を報告します。申請地は富隈地区公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 9 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地 5 条許可地の 820 m ² を一体利用するもので、全体計画面積は 2,054 m ² である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	同じく隼人 18 から 20 までを 7 番委員。
7 番委員	まず、5 号 18 番について報告をいたします。申請地は山野公民館の東に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は店舗 1 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。

	<p>5号19番について報告をいたします。申請地は剣之宇都公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅8棟、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして5号20番について報告をします。申請地は隼人温水プールの西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく隼人21を10番委員。
10番委員	<p>5号21番を報告いたします。申請地は市営内山田団地の北東に位置し、現況は造成済みである。なお、年月日不詳で造成してしまったということで、経緯書が提出されております。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場、資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい。調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はいかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではないようですので質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、3月6日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が4件提出されておりますので審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。</p> <p>まず、国分1を13番委員。</p>
13番委員	<p>6号1番について報告をいたします。申請地は川内地区コミュニティセンターの南東に位置し、現況は田である。当初転用目的は貸資材置場でありましたが、今回の転用目的は貸倉庫2棟、貸事務所1棟、貸駐車場を建設するものである。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われます。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲に農地はあるが、特に問題ないと思われる。排水は浄化槽を通じて水路に流す計画のため問題はないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上で報告を終わります。</p>

議長（会長）	同じく国分 2、3 を 4 番委員。
4 番委員	<p>6 号 2 番から 3 番まで続けて報告をいたします。</p> <p>まず、6 号 2 番。申請地は市営第 3 重久団地の南東に位置し、現況は不耕作である。転用目的は宅地分譲 2 区画にするものである。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。</p> <p>続きまして 6 号 3 番を報告いたします。申請地は国分中央高校小畑実習農場の南に位置し、現況は造成済みである。転用目的は宅地分譲 8 区画にするものである。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、隼人 4 を 5 番委員。
5 番委員	<p>6 号 4 番を報告します。申請地は富隈地区公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。転用目的は宅地分譲 9 区画を建設するものである。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。排水は下水道を通じて流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	はい。ご苦労さまでした。報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご質疑・ご意見等はございますか。
17 番委員	一点だけ良いですか。
議長（会長）	はい。どうぞ。
17 番委員	国分の 3 番。先ほどの 3 条が出てたようでしたが、転用面積が拡張されたということで、周囲の田んぼに、水路とかは問題はないということで良いですか。挟まれているが。
議長（会長）	国分の 3 ですね。造成済みと言うことだったのですが。事務局。
事務局	当初の計画が 9 区画だったんですが、それを 8 区画にして 1 区画分を 3 条で農地に戻すということだったので。
17 番委員	3 条にも 1 件あがってましたよね。
事務局	はい。その分が農地に戻して 3 条でということで、当初計画の減になります。排水は前回の許可の時に取ってあります。
17 番委員	はい。分かりました。
議長（会長）	よろしいでしょうか。他にございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	はい。それではご質疑等ないようですので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第 6 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は、承認することに決定をいたしました。以上で、令和 5 年第 2 回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、その他は何かございますか。
	〔「なし」との声あり〕

議長（会長）	それではないようですので、以上で令和 5 年第 2 回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 14 時 45 分